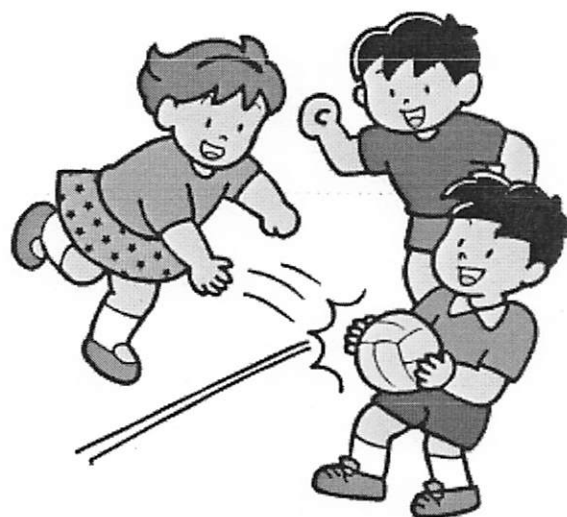


縄瀬小学校いじめ防止基本方針



平成30年5月（改訂）

都城市立縄瀬小学校

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

都城市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	5
2	いじめの防止等に関する措置	5
(1)	いじめの防止	5
(2)	いじめの早期発見	6
(3)	いじめに対する措置	6
(4)	ネット上のいじめへの対応	9
3	その他の留意事項	10
(1)	組織的な指導体制	10
(2)	校内研修の充実	10
(3)	校務の効率化	10
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	10
(5)	地域や家庭との連携について	10
(6)	関係機関との連携について	10
4	重大事態への対処	11
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	11
【参考】別紙1～4		

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定するケースが多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることでもであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが

できた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る必要がある。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

(1) いじめの防止

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める。
- エ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備を行う。

(4) 地域や家庭との連携

- ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努める。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。
- イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりする。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「青空委員会（いじめ不登校対策委員会）」を設置します。なお、毎月第1月曜日に開催することを原則とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

全職員

【校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当児童学級担任、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 児童へのアンケート、その他の調査結果、報告等の情報の整理・分析（いじめに関するアンケートは毎月実施）
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定
- 保護者との信頼関係を深めるための措置

2 いじめの防止等に関する措置

※別紙1 参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流活動の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 集団登校の実施

(イ) いじめのない学校づくりのために児童が話し合う機会を設けます。

- 特別活動（学級活動・児童集会）等における児童の話し合い活動の推進と決議事項の取組

(ウ) いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を実施します。

- 児童会、各委員会による児童集会や運動会など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指し、いじめの未然防止に努めます。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力を育みます。

- 読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進する。
- (ウ) 生命や自然を大切にする心や他人を思いやるやさしさ、社会性、規範意識等を育みます。
- 自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動
- (エ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
- 毎月のアンケート調査の実施
- (オ) 教科、特別の教科「道徳」、学級活動、朝の会、帰りの会等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
- 道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう指導力の向上に努めます。
- 教科や道徳科、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施
- (カ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
- PTA総会での学校の方針説明
- 学校便りを活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- 公民館、民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携
- 幼児期の教育において、就学前の説明会等を利用し、いじめ防止の啓発を行う。
- (キ) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止プログラムを策定します。
- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容のプログラム化を図ります。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照
- イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- 毎月の学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施
- エ 青空委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
- 職員会議での情報の共有

- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※別紙4・5参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（青空委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。（特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。）

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は青空委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに青空委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、青空委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時青空委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、青空委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- 青空委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

オ いじめの解消

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談で確認する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

カ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応します。

キ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応 ※別紙6 参照

ア ネットいじめとは

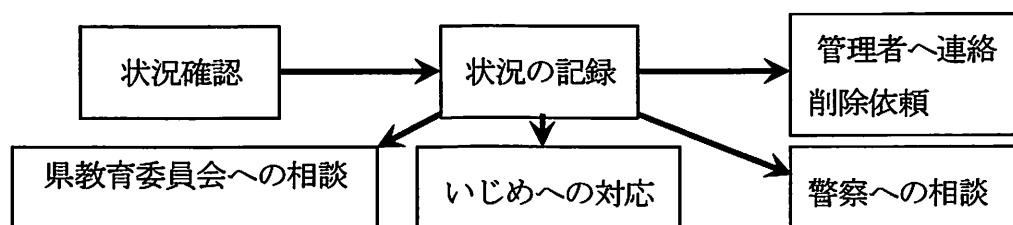
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会で、ネット社会についての講話（防犯）を実施します
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、青空委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施します。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談

- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- (2) 基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

別紙 1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期
いじめ防止のための措置	児童生徒が主体となった活動	○ 異学年交流会の実施 7月中旬、12月中旬
	○ 学級活動での話し合い活動の実施	年間計画に基づく
	○ 縦割り清掃活動の実施	通年
	○ ボランティア活動の推進	通年
	○ 児童会による話し合い活動	年1回
	○ 交流給食	9月、3月
	○ 全校学習会の実施	12月上旬
	○ 児童会による学習発表会や運動会など学校行事の企画参加	9月下旬、12月上旬
	○ 人権標語の作成	11月下旬
	教職員が主体となった活動	○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 通年
	○ 職員相互の授業研究会の実施	6月
	○ 教育相談	毎月
	○ 教科、道徳、学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	年間計画に基づく
	○ 外部講師による講演会の実施	年1回
いじめの早期発見の措置	○ PTA総会での学校の方針説明	4月
	○ 学校だよりを活用したいじめの防止活動の報告	適宜
	○ 学校公開（オープンスクール）の実施	10月
	○ 保護者を対象とした研修会の開催	9月
	○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照	通年
	○ 教育相談週間の設定	6月、10月、2月
	○ 学校独自のアンケートの実施	毎月
	○ 県下一斉のアンケートの実施	12月
	○ 職員会議での情報の共有	通年
	○ 進級時の情報の確実な引継ぎ	通年
	○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙 2

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	点検欄	サ イ ン
登校時 朝の会		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机回りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等		給食にいたずらをされる。 給食時にグループを作る際、周囲の机と離されている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等		慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

点検欄	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

別紙 3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

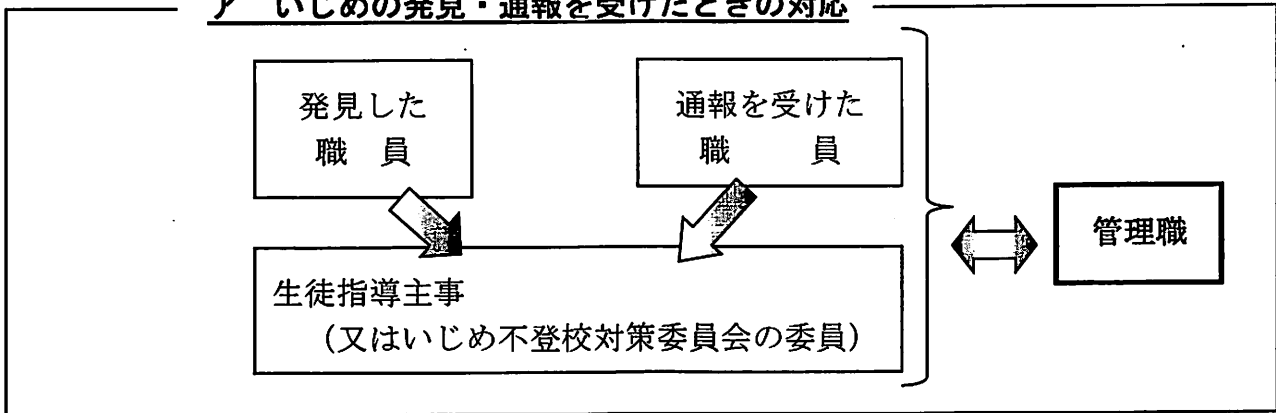
点検欄	サ イ ン
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

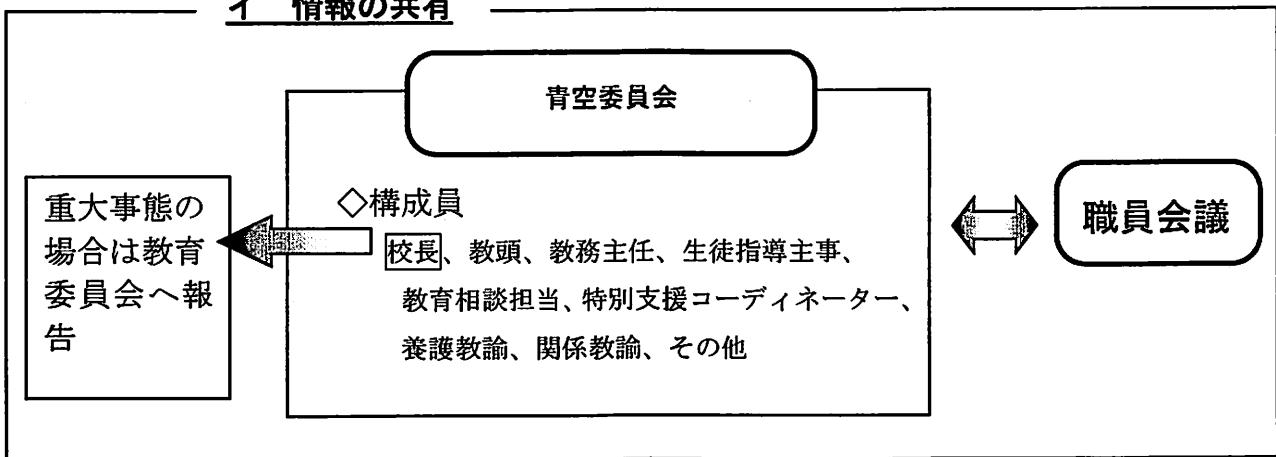
家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

点検欄	サ イ ン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有

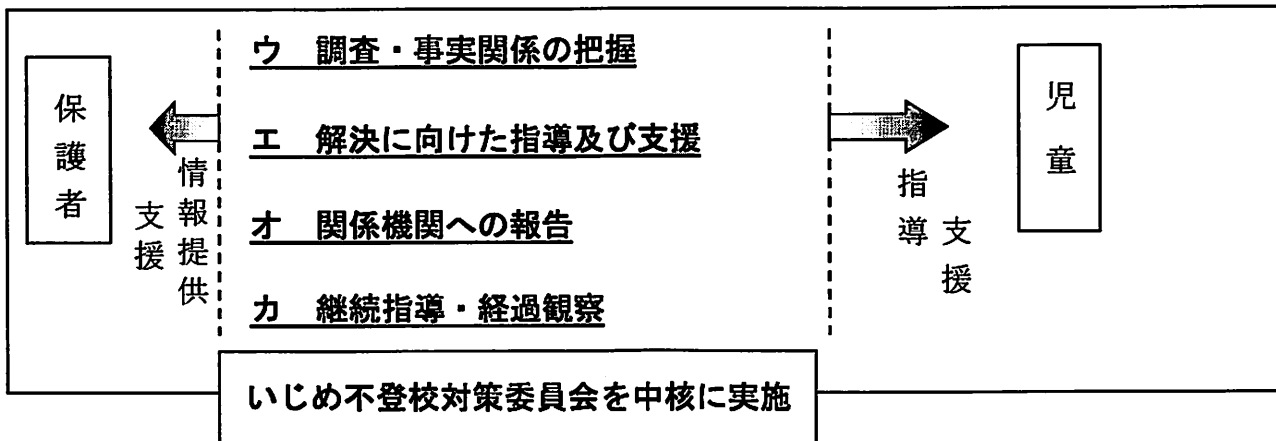


ウ 調査・事実関係の把握

エ 解決に向けた指導及び支援

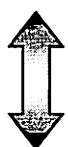
オ 関係機関への報告

カ 継続指導・経過観察



学

校



情報提供
支援



犯罪行為の
通報・対応



連携



連携

教育委員会

警察署

地 域

関係機関（福祉・医療等）